

国際卓越研究大学研究等体制強化計画 第一次案（記入要領）

共通事項

- ・ 「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」（以下「体制強化計画」という。）については、本記入要領に基づいて、様式に記入し作成すること。
- ・ 記入の際は、公募要領に加えて、以下の法令等における認可に関する記載を十分に確認すること。
 - ✓ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和4年法律第51号。以下「法」という。）
 - ✓ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第37号。以下「規則」という。）
 - ✓ 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（令和4年11月15日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）
 - ✓ 国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針（令和4年11月15日文部科学大臣認可）
- ・ 全体の枚数は、24ページを目安（上限30ページ）とする。
 1. 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標等 …… 1枚程度
 2. 体制強化計画の実施体制 …… 3枚程度
 3. 目標を達成するために行う事業の内容、実施方法及び実施時期 …… 10枚程度
 4. 事業を実施するために必要な資金の額及び調達方法 …… 7枚程度
 5. 体制強化計画の期間終了後に持続的に研究及び研究成果の活用のための体制の強化を行うための体制の整備及び財源の確保に関する事項 …… 2枚程度
 6. 研究及び研究成果の活用のための体制の強化に当たり留意する事項 …… 1枚程度
- ・ 体制強化計画の作成に当たっては、①国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力、②実効性が高く、意欲的な事業・財務戦略、③自律と責任のあるガバナンス体制のそれぞれについて、世界トップレベルの研究大学をベンチマークすること。なお、世界トップレベルの研究大学のベンチマークを行う際には、大学の独自性や強み、特色を生かすことができるよう、留意すること。
- ・ 目指すべき姿の実現に向けて、世界の学術研究ネットワークを牽引し、新たな研究領域やイノベーションを常に創出し続けるマネジメント・システムを構築するため、既存の制度に縛られず、学内外の叡智を結集して取組を進めていく計画であること。基本方針に掲げるような研究上のポテンシャルを向上し続ける方策が示されていること。
- ・ 日本語版と英語版は別ファイルで作成することとし、ファイル名は「05-1【〇〇大学】体制強化計画 第一次案（日）」「05-2【〇〇大学】体制強化計画 第一次案（英）」とすること。
- ・ 別添Excel様式のファイル名は「07【〇〇大学】第一次案 シミュレーション」とすること。
- ・ 文字の大きさは10.5ポイント以上を原則とすること。
- ・ 様式に収まらない場合は枠を広げてよいが、枚数の目安及び上限を踏まえること。
- ・ 様式の余白は変更しないこと。（上・下・左25mm、右20mmとする。）
- ・ 見やすい資料作成を心がけること。

1. 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標等

(1) 目標

- ・ 法第5条第2項第1号に基づく事項を具体的に記載すること。
- ・ 諸外国のトップレベルの研究大学に伍していこうとする強い意志に基づき、各々の特色・特長が際立つ大学像を描くこと。
- ・ 「国際卓越研究大学に係る認定意向表明書」に記入した目標と整合性のとれたものとし、具体的かつ検証可能であり、実態に即して達成可能な目標を期限とともに記入すること。
- ・ 個々の事業の結果、整備される研究環境や育成される人材、輩出される大学発スタートアップの数等のアウトプット（外国人研究者の割合の向上を含む）だけでなく、アウトカム（研究水準の向上、研究成果の活用がもたらすインパクト等）について記載すること。

(2) 体制強化計画の期間

- ・ 規則第5条第2項第1号に基づく体制強化計画の期間を具体的に記載すること。
- ・ 年度単位で設定することとし、計画の初年度は令和7年度（2025年度）とすること。
- ・ 最長で25年間とし、その範囲内で設定すること。また、一定期間（6～10年を目安）ごとに、体制強化計画の進捗状況について、支援の継続の可否に係る評価を実施するため、体制強化計画期間を一定期間ごとに区切り、第Ⅰ期、第Ⅱ期、・・・とし、達成目標などを設定すること。なお、体制強化計画及び各期の期間については、大学からの申請に基づき、審査の過程で決定する。また、第Ⅰ期については、別途、審査を進めていく過程で詳細な計画を求める予定である。

2. 体制強化計画の実施体制

- ・ 必要に応じて、体制図等を用いて、具体的に実施体制を記載すること。
- ・ 世界の学術研究ネットワークを牽引するに足る高い研究水準の達成を図り、新たな研究領域やイノベーションを常に創出し続けるとともに、必要な財務管理や資金調達、業績評価等を可能とするマネジメント・システムの全体像を提示すること。
- ・ 自律と責任のあるガバナンス体制として、以下の点が求められていることに留意すること。
 - ✓ 新たな研究領域の創出や若手研究者への支援など、次代を見据えたビジョンの具現化に向け、自律的財政基盤を強化し、資金循環の形成と学内の資源配分を行うことができるマネジメント・システムを有すること。
 - ✓ 社会との対話の中で、大学の有形・無形の知的資産を価値化する観点から、学生や卒業生、研究者、産業界、地域をはじめとする国内外の多くのステークホルダーに対する説明や情報開示を適切に実施する体制となっていること。
 - ✓ 合議制の機関、教学担当役員（プロボスト）、事業財務担当役員（CFO）について、事務局等の体制の構築を含め、役割が有効に機能するようなマネジメント・システムとなっていること。

3. 目標を達成するために行う事業の内容、実施方法及び実施時期

- ・ 1. の目標を達成するために行う、法第5条第2項第2号に基づく事業の内容、実施方法及び実施時期について、必要に応じて、工程表等を用いて、どのような成果を見込み、どのような期間で実施していくのかを、具体的に記載すること。

- ・ 国際卓越研究大学は、人材・知・資金の好循環を生み出すことができるよう、価値創造や社会課題解決に資する研究基盤への投資だけでなく、大学の持続的成長に向けて、自然科学のみならず人文・社会科学を含め、長期的視野に立った新たな学問分野や若手研究者への投資など、すぐには成果につながらない次世代の知・人材の創出にも取り組むことが求められていることに留意すること。
- ・ 個々の事業が、基本方針三 2（2）イからホのどれに該当するのか明確にすること。なお、次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）事業、科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業、大学独自の取組等による博士課程学生への経済的支援に係る取組については、ロに位置付けて記載すること。

4. 事業を実施するために必要な資金の額及び調達方法

- ・ 法第 5 条第 2 項第 3 号に基づく体制強化計画の記載事項を具体的に記載すること。

（1）必要な資金の額及び調達方法の概要

- ・ 大学ファンドによる助成額については、公募要領に記載の算定式に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の大学ファンドによる助成額については、国立研究開発法人科学技術振興機構における大学ファンドの運用状況等を踏まえ決定される。
- ・ 助成開始時期は早ければ令和 6 年度中を予定しているが、令和 6 年度の助成額は計画初年度の令和 7 年度分であることに留意すること。なお、準備期間として令和 6 年度に一部を執行することも可能である。
- ・ 3. に記載のイからホまでに掲げる事業それぞれについて、体制強化計画の期間中に総額としてどの程度を必要とするのか、また、その総額のうちどの程度を大学の自主財源、あるいは大学ファンドからの助成で賄うのかについての計画を、様式に従って作成すること。
- ・ 体制強化計画の期間全体における総額とともに、1.（2）で設定した最初の評価期間（以下、「第 I 期」という。）に必要な金額も記入すること。
- ・ 個々の事業について、イからホの該当する欄に○をつけること。
- ・ 基盤的経費等、大学ファンドの助成額以外の資金については、各大学において試算した予定額を計上すること。なお、当該資金のうち、公募等により行われるものは、既に申請済み、採択済み、今後申請を行う予定のものを含んで計上し、その旨明記すること。
- ・ 公募等の資金について、記入の通り調達できない場合には、他の資金による対応等について検討すること。
- ・ 長期借入金・大学債により資金を調達して体制強化計画を実施する場合、体制強化計画の安定的かつ継続的な遂行のため、その償還財源となる自主財源が、確実に見込まれていることに十分留意すること。なお、各大学の設置法において、当該事案が認可事項等となっている場合は、各所管に必要な手続き等を行うこと。
- ・ 助成金により整備した施設の改修にかかる経費やランニングコスト等については、助成終了後、大学独自基金の運用益等の自主財源で賄うように計画を立てること。
- ・ 資金調達の方法と調達額について、その実現可能性を示す根拠資料を補足説明資料として提出すること。根拠資料については、枚数制限は設けないので十分な裏付け資料を提示すること。そ

の際、根拠資料に通し番号を付け、本文記入内容との対応関係をわかりやすく示すこと。

- 外部資金（公的資金を除く）の獲得や大学独自基金造成の実現可能性が低いと判断された場合は認可しないため、十分に検討した上で計画を策定すること。

[記入例]

2025年度～20xx年度
必要な資金の額及び調達方法

(総表)

(単位：百万円)

区分	金額
大学ファンドによる助成	〇〇, 〇〇〇
基盤的経費等	〇〇, 〇〇〇
●●補助金（交付主体又は所管省庁）	〇〇, 〇〇〇
.....	〇〇, 〇〇〇
長期借入金・大学債	〇〇, 〇〇〇

[大学ファンドによる助成額の算定方法]

<助成額の算定式>

$$\text{助成額} = \text{研究等体制強化促進分} + \text{大学成長基盤強化促進分}$$

✓ 研究等体制強化促進分
 = 各大学の外部資金獲得額（公的資金¹を除く）²の5年平均 × 係数 α

✓ 大学成長基盤強化促進分
 = (大学の自己財源より大学独自基金に積み上げた額
 +大学の自己財源より大学ファンドへ資金拠出（出えん）した額) × 係数 β

(内訳表)

(単位：百万円)

	所要資金額		内訳	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
事業①	〇〇百万円		〇〇百万円 (大学ファンドによる助成)、〇〇百万円 (基盤的経費等)、〇〇百万円 (●●補助金) (申請済み) (交付主体又は所管省庁)、〇〇百万円 (寄附金収入)	○	○	○		
	うち、第I期の所要資金額	〇〇百万円	〇〇百万円 (大学ファンドによる助成)、〇〇百万円 (基盤的経費等)、〇〇百万円 (●●補助金) (申請済み) (交付主体又は所管省庁)、〇〇百万円 (寄附金収入)					
事業②	〇〇百万円		〇〇百万円 (大学ファンドによる助成)、〇〇百万円 (基盤的経費等)、〇〇百万円 (●●補助金) (申請予定) (交付主体又は所管省庁)、〇〇百万円 (共同研究収入)		○	○	○	

¹ 公的資金とは、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費や競争的研究費などの個別のプロジェクト、活動の支援に充てる目的で国等が支出する資金を指す。

² 外部資金獲得額（公的資金を除く）は、当該年度に発生した外部取引による収入等とする。

	うち、第 I 期の 所要資金額	〇〇百万円	〇〇百万円 (大学ファンドによる助成)、〇〇百万円 (基盤的経費等)、〇〇百万円 (●●補助金) (申請予定) (交付主体又は所管省庁)、〇〇百万円 (共同研究収入)					
事業③	〇〇百万円		〇〇百万円 (大学ファンドによる助成)、〇〇百万円 (基盤的経費等)、〇〇百万円 (●●補助金) (申請予定) (交付主体又は所管省庁)	○		○		○
	うち、第 I 期の 所要資金額	〇〇百万円	〇〇百万円 (大学ファンドによる助成)、〇〇百万円 (基盤的経費等)、〇〇百万円 (●●補助金) (申請予定) (交付主体又は所管省庁)					
事業④	〇〇百万円		〇〇百万円 (大学ファンドによる助成)、〇〇百万円 (基盤的経費等)、〇〇百万円 (●●補助金) (申請予定) (交付主体又は所管省庁)			○	○	○
	うち、第 I 期の 所要資金額	〇〇百万円	〇〇百万円 (大学ファンドによる助成)、〇〇百万円 (基盤的経費等)、〇〇百万円 (●●補助金) (申請予定) (交付主体又は所管省庁)					
事業⑤ (出えん)	〇〇百万円		〇〇百万円 (大学ファンドによる助成)、〇〇百万円 (雑収入等)					
	うち、第 I 期の 所要資金額	〇〇百万円	〇〇百万円 (大学ファンドによる助成)、〇〇百万円 (雑収入等)					

合計	〇〇百万円		〇〇百万円 (大学ファンドによる助成)、〇〇百万円 (基盤的経費等)、〇〇百万円 (●●補助金) (交付主体又は所管省庁)、〇〇百万円 (寄附金収入)、〇〇百万円 (共同研究収入)、〇〇百万円 (雑収入等)、〇〇百万円 (長期借入金・大学債)	○	○	○	○	○
	うち、第 I 期の 所要資金額	〇〇百万円	〇〇百万円 (大学ファンドによる助成)、〇〇百万円 (基盤的経費等)、〇〇百万円 (●●補助金) (交付主体又は所管省庁)、〇〇百万円 (寄附金収入)、〇〇百万円 (共同研究収入)、〇〇百万円 (雑収入等)、〇〇百万円 (長期借入金・大学債)					

(2) 事業成長のシミュレーション

- ・ 別添 Excel 様式のシミュレーションの図を用いて、記載すること。その際、事業成長を達成させるための財源についても併せて説明すること。なお、国際卓越研究大学の事業成長に当たっては、大学の機能を大幅に拡張していくことに着目する必要があることから、特定の費目だけでなく、原則として、大学全体の事業規模の成長を見ることとし、また、単に収入を得た時点ではなく、原則として、それを支出した時点での事業成長に着目することに留意すること。
- ・ 以下の定義を参考に、事業規模の具体的な算定方法について記載すること。なお、別添 Excel 様式における各種計数の定義も同様である。
- ・ 財務戦略については、これまでの取組に応じた実効性のあるものとなっており、外部資金（公的資金を除く）の獲得状況（年平均5%程度以上の増加）等を基に、継続的な事業成長（年平均3%程度の支出成長率）を果たすことの蓋然性が高いものとなっていることが求められていることに留意すること。
- ・ 事業成長のシミュレーションについて、その実現可能性を示す根拠資料を補足説明資料として提出すること。根拠資料については、枚数制限は設けないので十分な裏付け資料を提示すること。その際、根拠資料に通し番号を付け、記載内容との対応関係をわかりやすく示すこと。

1) 事業成長の算定に使用する事業規模の定義³

<国公立大学⁴>

「損益計算書」より経常費用

－ 「附属明細書：開示すべきセグメント情報」より附属病院の経常費用

<私立大学>

「事業活動収支計算書」より教育活動収支における支出の部

－ 「事業活動収支内訳表」より教育活動収支のうち附属病院部門の支出

※事業活動収支内訳表を公表していない私立大学については、教育活動収支のうち附属病院部門の支出」を、注記等適切な方法で開示いただくことを想定している。

【一法人で複数の大学を有する場合の取扱い】

<国公立大学>

上記の「「損益計算書」より経常費用」を「「附属明細書：開示すべきセグメント情報」より当該大学の経常費用」とすること。なお、いわゆる法人本部等の法人共通の費用は、一定のルール（各大学の事業規模により配賦するなど）に基づき当該大学分を算定し、注記等適切な方法で開示いただくことを想定している。

また、「「附属明細書：開示すべきセグメント情報」より附属病院の経常費用」を「「附属明細書：開示すべきセグメント情報」より当該大学の附属病院の経常費用」とすること。なお、

³ 附属病院の経常費用については、大学によって病院の有無が異なること、病院再開発事業などの影響を受けること、診療報酬改定といった政策的な影響も受けることなどから、原則として事業規模の定義から除くこととしている。

⁴ 国公立大学については原則として個別財務諸表に基づく。

適宜補足説明資料を提出すること。

上記により難しい場合は個別に相談すること。

<私立大学>

上記国公立大学の考え方と同様に「事業活動収支内訳表」の部門により事業規模を算定することが基本となるが、当該大学の事業規模の範囲の設定などの具体的な方法については個別に相談すること。

【統合を予定している大学の場合の取扱い】

今後、統合を予定している大学は、原則として統合予定の各大学の金額を足し合わせて算定すること（統合予定大学間の取引がある場合は、適切に調整を行うこと）。また、統合予定の各大学の金額を記載した書類を作成し、補足説明資料として提出すること。

上記により難しい場合やその他大規模な組織変更を予定している場合は個別に相談すること。

【事業規模の算定における特殊要因等（場合により以下の点を加減算し、総合的に事業成長を見ることがある）】

① 事業成長という観点から事業規模の算定に入れることが必ずしも適切ではないと考えられるもの（必須記載項目）

- 財務費用（減算）

<国公立大学>

経常費用に含まれる財務費用（附属病院以外）を除く。

- 補助金等の返還金（減算）

<国公立大学>

経常費用に含まれる補助金等の返還金（附属病院以外）を除く。

<私立大学>

「事業活動収支計算書」より教育活動収支における支出の部から補助金等の返還金（附属病院部門以外）（具体的には「私立大学等経常費補助金返還金」「その他の補助金等返還金」など）を除く。

② 財務諸表上のルールでは費用計上されないが、事業成長という観点から考慮するもの（任意記載項目）

- 出資（加算）

認可計画に基づく出資額を加える。

- 非償却資産（土地等）への支出額（認可計画に記載された法第5条第2項第2号イからホまでに掲げる事業の用に供するものに限る）（加算）

③ その他各大学の特殊要因等により考慮するもの（任意記載項目）

- 附属病院（加算（すでに上記の定義により減算済））

<国公立大学>

「附属明細書：開示すべきセグメント情報」より附属病院の経常費用（財務費用及び補助金等の返還金以外）を加える。

<私立大学>

「事業活動収支内訳表」より教育活動収支のうち附属病院部門の支出（補助金等の返還額以外）を加える。

- 附属学校（減算）

<国公立大学>

「附属明細書：開示すべきセグメント情報」より附属学校の経常費用（財務費用及び補助金等の返還金以外）を除く。

<私立大学>

「事業活動収支内訳表」より教育活動収支のうち附属学校部門の支出（補助金等の返還額以外）を除く。

- 附属病院における大学ファンドの助成金を財源とする費用額（減価償却資産の購入支出を含まず、減価償却費を含む）（加算）（ただし、附属病院を加算した場合は加算不可。）
- 附属病院における大学ファンドの助成額の算定式に含まれる外部資金（公的資金を除く）のうち受託研究等収入及び寄附金を財源とする費用額（減価償却資産の購入支出を含まず、減価償却費を含む）（加算）（ただし、附属病院を加算した場合は加算不可。）
- その他（個別の大学特有の事情で加減する必要がある事項）

※上記の定義の勘定科目等が財務諸表・計算書類上明示されない場合は、注記等適切な方法で開示いただくことを想定している。

2) 外部資金（公的資金を除く）の定義

＜国公立大学 ⁵⁾ ＞	
A: 寄附金収入	附属明細書「寄附金の受入額の明細」の当期受入額（科学研究費助成事業等の資金が財源の現物寄附を除く。） ＋キャッシュ・フロー計算書の「民間出えん金の受入による収入」のうち、寄附金に類する収入
B: 受託研究等収入	附属明細書「受託研究の明細」「共同研究の明細」「受託事業等の明細」の株式会社等及びその他の区分の当期受入額合計
C: 雑収入等	キャッシュ・フロー計算書の「その他の業務収入」（土地貸付料や特許収入等。ただし、公的資金及び経営努力に基づくとは言い難いもの（以下【「経営努力に基づくとは言い難いもの」の考え方】参照）を除く。）
D: 財務収益	キャッシュ・フロー計算書の「利息及び配当金の受取額」
E: 有価証券売却益等	損益計算書の「有価証券売却益」 ＋寄附金を原資とした有価証券の売却益等で損益計算書の「有価証券売却益」に含まれていないもの

＜私立大学＞	
A: 寄附金収入	資金収支計算書の「寄付金収入」 ＋事業活動収支計算書の「教育活動収入の寄付金の現物寄付（科学研究費助成事業等の資金が財源の現物寄付を除く。）」 ＋事業活動収支計算書の「特別収入の現物寄付（科学研究費助成事業等の資金が財源の現物寄付を除く。）」
B: 受託研究等収入	資金収支計算書の「受託事業収入（国・地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人からの受入を除く。）」
C: 雑収入等	資金収支計算書の「付随事業・収益事業収入」（受託事業収入、医療収入を除く。また、公的資金及び経営努力に基づくとは言い難いもの（以下【「経営努力に基づくとは言い難いもの」の考え方】参照）を除く。） ＋「雑収入」（公的資金及び経営努力に基づくとは言い難いもの（以下【「経営努力に基づくとは言い難いもの」の考え方】参照）を除く。）
D: 財務収益	資金収支計算書の「受取利息・配当金収入」
E: 有価証券売却益等	事業活動収支計算書の「特別収支の資産売却差額のうち、有価証券売却差額」

※公的資金とは、「国又は地方公共団体が支出する運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費や競争的研究費などの個別のプロジェクト、活動の支援に充てる目的で国等が支出する資金」を指す。

※上記の定義はすべて当該年度に発生した外部取引による収入等とすること。

⁵⁾ 国公立大学については原則として個別財務諸表に基づく。

※上記の定義の勘定科目等が財務諸表・計算書類上明示されない場合は、注記等適切な方法で開示いただくことを想定している。

【「経営努力に基づくとは言い難いもの」の考え方】

例えば、以下に該当するものは、経営努力に基づくとは言い難いものと考えられる。

- 精算や返戻等の性質を有する収入

- ✓ すでに支払ったものに対する返還による収入

例：過年度の返還金収入（概算払いした税金の過払金の返還など）、差入敷金戻入

- ✓ 単に大学が立て替えて支払ったもの、若しくは大学が受け取ってそのまま支払うものに対する収入

例：退職金財団交付金収入、光熱水料等負担金収入（業者等の学外入居者が負担する光熱水料等を電気事業者等へ大学がまとめて支払う場合において、当該光熱水料等相当分を学外入居者から徴収した際の収入など）、共済会費収入（学生からの共済掛金など）

- ✓ 大学の内部取引による収入

- 保険金、弁償金、違約金による収入

例：損害賠償保険金収入、学生賠償保険金収入、団体生命保険金収入、弁償金収入、違約金収入

- その他

例：拾得金収入

【一法人で複数の大学を有する場合の取扱い】

<国公立大学>

附属明細書等で当該大学分の額が明示される場合はその額とし、明示されていない場合は注記等適切な方法で開示いただくことを想定している。なお、いわゆる法人本部等の法人共通の収入等は、一定のルールに基づき当該大学分を算定し、注記等適切な方法で開示いただくことを想定している。また、適宜補足説明資料を提出すること。

上記により難しい場合は個別に相談すること。

<私立大学>

上記国公立大学の考え方と同様に当該大学分の収入等により算定することが基本となるが、具体的な方法については個別に相談すること。

【統合を予定している大学の場合の取扱い】

今後、統合を予定している大学は、原則として統合予定の各大学の金額を足し合わせて算定すること（統合予定大学間の取引がある場合は、適切に調整を行うこと）。また、統合予定の各大学の金額を記載した書類を作成し、補足説明資料として提出すること。

上記により難しい場合やその他大規模な組織変更を予定している場合は個別に相談すること。

5. 体制強化計画の期間終了後に持続的に研究及び研究成果の活用のための体制の強化を行うための体制の整備及び財源の確保に関する事項

- ・ 別添 Excel 様式の大学独自基金のシミュレーションの図を用いて、体制強化計画期間の終了後も取組を継続するための体制整備や財源の確保の見通しについて、具体的に記載すること。その際、大学独自基金の目標額と造成計画（「広義の大学独自基金」、「うち、出えん分」、「うち、大学独自基金分」等）についても併せて説明すること。
- ・ 体制強化計画の期間終了後も、助成額（研究等体制強化促進分）と近いレベルの運用益が確保できるだけの、大学独自基金を造成することとし、その目標金額とそれに向けた積立計画、目標運用率を記載すること（大学独自基金については、原則として取り崩すことは想定していない）。
- ・ 体制強化計画の期間終了時点における大学独自基金積立額全体に占める、助成金を用いた出えん金の割合の上限は67%とする。
- ・ 持続的な成長のために必要な運用益を生み出せるだけの規模の、大学独自基金の造成の実現可能性が高いことが求められていることに留意すること。
- ・ 大学独自基金の積立計画について、その実現可能性を示す根拠資料を補足説明資料として提出すること。根拠資料については、枚数制限は設けないので十分な裏付け資料を提示すること。その際、根拠資料に通し番号を付け、記載内容との対応関係をわかりやすく示すこと。

6. 研究及び研究成果の活用のための体制の強化に当たり留意する事項

- ・ 国際卓越研究大学が自律的かつ創造的に自らの将来像をデザインし、大学の機能拡張を大幅に加速するに当たって、世界から先導的モデルと見なされる世界最高水準の研究大学へと成長していくために必要となる規制緩和等がある場合は、想定される取組の内容と併せて提言すること。